

《長期収載品の処方等又は調剤に関する事項について》

- 令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組みとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は特別の料金をお支払い頂きます。
- 特別の料金とは先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1 相当の料金です。
- 特別の料金計算方法は下記の通りです。

例） 先発医薬品の価格が1錠100円

後発医薬品の価格が1錠60円

差額40円の4分の1である10円を通常の1割～3割の患者負担とは別にお支払い頂きます

